



5 半総第 537-1 号

令和 5 年 9 月 26 日

関 係 部 課 等 長 殿

半 田 市 指 名 審 査 会 会 長

副市長 山 本 卓 美

指 名 停 止 決 定 通 知 書

このことについて、下記のとおり指名停止することに決定したので通知します。

記

1 指名停止業者

整理番号 3-00125 西武建設（株）名古屋支店

2 指名停止期間

令和 5 年 9 月 2 7 日から令和 5 年 1 2 月 2 6 日まで 3 か月間

3 指名停止理由

対象業者が、建設業法第 15 条第 2 項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。これらのことが、建設業法第 28 条第 1 項本文及び同項第 2 号に該当するとして、令和 5 年 7 月 21 日、国土交通省関東地方整備局から同法第 28 条第 3 項に基づく営業の停止命令を受けたことによる。

（問い合わせ先 半田市総務部総務課 契約検査担当 電話 0569-21-3111 内線 250）